六　第一種贈与報告基準事業年度（当該第一種贈与報告基準日の属する年の前年の第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七　第一種贈与報告基準事業年度における当該第一種特別贈与認定中小企業者の総収入金額が風俗営業会社に該当しないこと。

八　第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2　前項の報告をしようとする第一種特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（第一種贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該第一種特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　第一種贈与報告基準日における当該第一種特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該第一種特別贈与認定中小企業者の第一種贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　第一種贈与報告基準期間において、当該第一種特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

3　第一種特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「第一種相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一　第一種相続報告基準期間（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日（これに当たる日がないときは、第一種相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該第一種相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二　当該第一種相続報告基準日における常時使用する従業員の数

三　第一種相続報告基準期間における当該第一種特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四　第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五　第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六　第一種相続報告基準事業年度（当該第一種相続報告基準日の属する年の前年の第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該第一種相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該第一種特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七　第一種相続報告基準事業年度における当該第一種特別相続認定中小企業者の総収入金額が風俗営業会社に該当しないこと。

八　第一種相続報告基準期間において、当該第一種特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

六　贈与報告基準事業年度（当該贈与報告基準日の属する年の前年の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七　贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額

八　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。

2　前項の報告をしようとする特別贈与認定中小企業者は、様式第十一による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の定款の写し

二　登記事項証明書（贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の株主名簿の写し

四　贈与報告基準日における当該特別贈与認定中小企業者の従業員数証明書

五　当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

七　贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しない旨の誓約書

八　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

3　特別相続認定中小企業者は、当該認定に係る相続に係る相続税申告期限から五年間、当該相続税申告期限の翌日から起算して一年を経過するごとの日（以下「相続報告基準日」という。）の翌日から三月を経過する日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一　相続報告基準期間（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日（これに当たる日がないときは、相続認定申請基準日。以下同じ。）の翌日から当該相続報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名

二　当該相続報告基準日における常時使用する従業員の数

三　相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

四　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと。

五　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと。

六　相続報告基準事業年度（当該相続報告基準日の属する年の前年の相続報告基準日の翌日の属する事業年度から当該相続報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと。

七　相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

八　相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと。